

細呂木小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

令和6年4月1日改定

前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。いじめをなくすには「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止等の対策としては、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる児童を育てることを重視する。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。それは人として許されない行為だということを、児童が十分に理解するように努める。しかしながら、いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応、事案対処に取り組まなければならない。

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係機関等との連携を図りながら学校全体で組織的な取組みを進める。

2 いじめの定義と判断

当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（SNS などのインターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」児童を育てる教育

①自尊感情を高める学習活動や学級活動、行事の実施

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、話し合い活動・グループ活動・縦割り班活動など、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いや良いところを認

め合う仲間づくりに心がける。また、児童の主體的な活動を通して、自分自身を価値ある存在と認め、自分自身を大切に思う「自尊感情」を感じ取れるようにする。

② 人権教育・道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切である。

道徳の授業では、題材や資料等について、児童にとって身近なものであるもの、体験学習と関連付けたりするなどの工夫をする。そして、自分の目標に向かってやり抜くたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合い、感謝の心を育てる。

③豊かな体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動、文化芸術体験活動、ふるさと教育、縦割り班活動による自然体験の充実を通して、児童の絆を深め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

④情報モラル教育の推進

専門性の高い外部機関と連携して、情報モラル教育を定期的、継続的に行っていく。SNS等、インターネットを利用したコミュニケーションツールは、外部から目が届きにくく、気づかないうちに大きないじめに発展することが想定される。匿名性があり、直接的なやりとりよりも誹謗・中傷の内容がエスカレートすることも考えられる。教員と外部機関が連携して、具体的な事例を取り上げながら、児童がSNSの正しい使い方・マナー・道徳的な判断などを身につけられるように指導を行っていく。

(2) 学校評価への位置づけ

いじめ防止のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努める。

○評価項目

【教職員】

- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場ですぐに指導している。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。

【児童】

- ・学校は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、児童の気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、児童の不安等を把握する取組みを行っている。

(3) いじめの未然防止

① 授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努める。

② いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進める。

③ 児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進する。

④ いじめ防止年間行動計画の整備

いじめの未然防止のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の行動計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。

⑤ 保護者や地域への働きかけ

授業参観において、保護者に道徳や特別活動の時間を公開する。さらに、PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

また、HP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

⑥ インターネット（SNS等を含む）の使い方教室の実施

インターネット上のいじめについては重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを、外部機関と連携して教室を開くなどして児童が考えられる機会を設ける。児童のインターネットの利用の仕方を、学校・保護者・地域が一体となって考え、情報モラルやマナーを身につけ、いじめの予防につなげる。

⑦ 特に配慮が必要な児童についての支援

障害のある児童、帰国子女、性同一性障害、被災した児童等がいる場合は、特性を踏まえた適切な支援を行い、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を行う。

⑧ 開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

⑨ SOS の出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと）ができるための教育を行う。

(4) いじめの早期発見

① 日々の観察と日記・連絡帳の活用

毎朝、挨拶に来る児童の顔を見てその日の体調や様子を把握しておく。休み時間や放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。昼休みには、校内・校外（グラウンド）の看護当番を決め、児童の様子を見守り、「児童がいる所に教職員がいる」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設ける。

また、日記・連絡帳を活用し、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にし、信

頼関係を築く。

② 自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

③ 実態調査アンケート

学期途中に一回以上のアンケートを実施する。実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。

④ 教育相談の充実

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境を作る。また、学期途中に必ず一回以上の教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施する。

⑤ 毎月のアンテナ会議実施

毎月、職員会議の後に、各クラスで気がかりな子についての情報交換を行う。職員で情報を共有し合い、いじめや不登校などの未然防止に努める。

⑥ 積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかと疑いを持ち、積極的にいじめを認定するよう努める。

⑦ いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。

○ 保護者に対するいじめ調査の実施

① 聞き取り調査

保護者懇談会の際、すべての保護者に聞き取り調査を実施する。

② アンケート調査

長期休業前に、すべての保護者対象にアンケート調査を実施する。

(5) いじめの事案対処

① 事実確認と情報の共有

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく「いじめ対応サポート班」を招集し、早期に適切な対応を心がける。なお、いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など、第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。

また、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を行う。

② いじめを受けた児童またはその保護者への支援

○ 児童に対して

- ・ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望がもてることを伝え、自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊心を高めるよう配慮する。

○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応を協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、継続して家庭と連携を取りながら解決に向かって取り組むことを伝える。

③ いじめた児童またはその保護者への指導

○児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。

○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめを受けた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

④外部人材の活用と関係機関との連携

- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員・放課後こどもクラブ等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じる。また、希望があればスクールカウンセラーと児童が直接面談できる機会を設け、学校生活における不安を取り除く機会を設ける。

(6) いじめの解消

以下の2つの要件を満たしているかどうか確認する。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められることである。被害児童及び保護者に対し、面談等により確認をする。

(7) いじめによる重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安）がある場合は、次の対処を行う。

① 速やかな報告

学校において重篤ないじめを把握した場合は、速やかに市教育委員会へ報告する。また、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

② 調査を行うための組織

当該重大事案に係る調査を行うため、速やかに組織を設ける。その組織の構成については、常設のいじめ対策委員会に加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者に加え、公平性・中立性を確保する。

③ 事実関係を明確にするための調査および情報提供

- ・いじめを受けた児童を守ることを最優先に考え、児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
 - ・市教育委員会の指導のもと、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④ その他の留意事項
- ・学校の秩序を維持し、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から、場合によっては出席停止の措置をとるなど、市教育委員会の判断に委ねることもある。
 - ・就学指定校の変更や区域外就学など、いじめを受けた児童の支援のための弾力的な対応を検討する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催する。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」児童を育てるための具体的活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談
 - ・心のアンケート等の記録の保存
 - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検
 - ・教育委員会や関係機関等との連携
 - ・「いじめ対応サポート班」の設置

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめ早期解決に向けた取組みを行う。

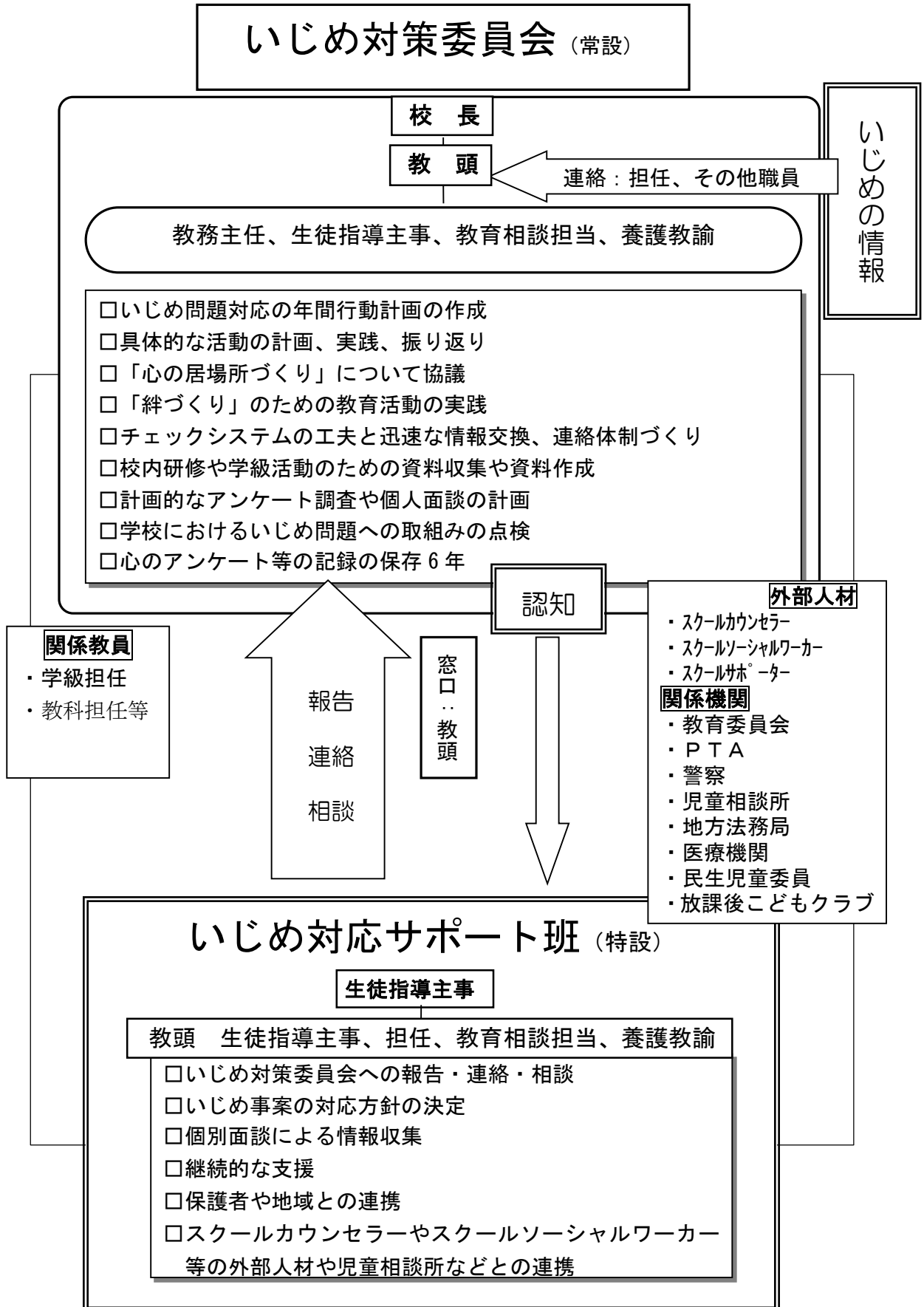
(構成員) 教頭、生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・いじめ対策委員会への報告・連絡・相談
 - ・個別面談による情報収集
 - ・被害児童や保護者への継続的な支援
 - ・加害児童やその保護者への説明
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図 【様式2】

【組織図】

あわら市細呂木小学校



5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】
〔4～6月〕

細呂木小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教職員共通理解 ↓ PTA全体会 ・基本方針の公表	なかよし集会・縦割り班結成・リーダー・自己紹介 生活のめあて（いじめ）の自己チェック					
	いじめ対応サポート班 起きたときに即対応						
5 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・いじめアンケート ・教育相談	全校縦割り遠足・自主的な計画、活動・絆づくり なかよし集会・自己肯定感・絆づくり いも苗植え ・勤労生産 ・絆づくり 畜産試験場見学 自然愛護・絆づくり					
	校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 1年間全体の人権教育、道徳や読書活動の計画を作成確認						
	職員会議 ・アンテナ会議 （気がかりな児童の報告）						
6 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・教育相談を終えて	自然教室 保護者対象いじめアンケート調査 心・いじめアンケート調査 教育相談週間 こども園との交流会 柿摘果 地域との絆					
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 児童の学力向上を意識した授業のあり方を公開授業形式で実施、全員が公開						
	職員会議 ・アンテナ会議 （気がかりな児童の報告）						
		なかよし集会・自己肯定感・絆づくり 球技大会 ・仲間づくり・リーダーの存在感・自己有用 親子の集い ・親子の絆 生活のめあて（いじめ）の自己チェック					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7 月	指導主事学校訪問						
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・教育懇談を終えて						
	教育懇談週間 ・保護者との懇談 ・いじめ聞き取り調査	なかよし集会 ・委員会発表・自己肯定感・絆づくり					
	職員会議 ・アンテナ会議 (気がかりな児童の報告)	インターネット利用教室 情報モラル・マナー向上					
		生活のめあて(いじめ)の自己チェック					
8 月	いじめ対策委員会 ・今後の取組						
	いじめに関する 校内研修 ・7月までの反省 ・教員の意識点検	家庭訪問 ・休業中の生活状況を把握 ・地域の状況を把握					
	学習会 ・補充学習 ・発展学習						
	職員会議 ・アンテナ会議 (気がかりな児童の報告)						カーポ大会
		生活のめあて(いじめ)の自己チェック					
9 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・いじめアンケート						
		なかよし集会 ・委員会発表・自己肯定感・絆づくり					
		取組評価アンケート					
		運動会 ・仲間づくり ・絆を深める					
	職員会議 ・アンテナ会議 (気がかりな児童の報告)	生活のめあて(いじめ)の自己チェック					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	保護者アンケート調査	さつまいもほり ・ 勤労生産 ・ 仲間づくり					
	取組評価アンケートの分析 ・ 未然防止に生かす						
	いじめ対策委員会 ・ 基本方針再確認 ・ 定期的に状況把握	なかよし集会・自己肯定感・絆づくり					
	職員会議 ・ アンテナ会議 (気がかりな児童の報告)	こども園との交流会	柿収穫 地域との絆	生活のめあて(いじめ)の自己チェック			
11月	いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握 ・ 教育相談を終えて	なかよし集会・自己肯定感・絆づくり					
		マラソン大会 ・ 個人目標突破					
		心・いじめアンケート調査					
		教育相談週間					
	職員会議 ・ アンテナ会議 (気がかりな児童の報告)	生活のめあて(いじめ)の自己チェック					
12月	いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握 ・ 教育懇談を終えて						
	教育懇談週間 ・ 保護者との懇談 ・ いじめ聞き取り調査	インターネット利用教室 情報モラル・マナー向上					
	職員会議 ・ アンテナ会議 (気がかりな児童の報告)	生活のめあて(いじめ)の自己チェック					
	保護者会 ・ 情報、意見収集	修学旅行					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・いじめアンケート</p> <p>職員会議 ・アンテナ会議 (気がかりな児童の報告)</p>	<p>全校百人一首大会 ・自己肯定感・絆づくり</p> <p>給食週間の取組み なかよし集会</p> <p>スキー教室</p> <p>生活のめあて(いじめ)の自己チェック</p>					
2月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・教育相談を終えて</p> <p>職員会議 ・アンテナ会議 (気がかりな児童の報告)</p>	<p>なわとび大会(個人・縦割り班団体) ・個人目標突破・協力</p> <p>心・いじめアンケート調査</p> <p>教育相談週間</p> <p>なかよし集会・自己肯定感・絆づくり</p> <p>取組評価アンケート</p> <p>体験入学 絆づくり</p> <p>6年生を送る会 ・感謝の気持ち</p> <p>生活のめあて(いじめ)の自己チェック</p>					
3月	<p>取組評価アンケートの分析 ・次年度に生かす</p> <p>いじめ対策委員会 ・今年度の反省 ・新年度に向けて ↓ 職員会議 ・課題確認</p>	<p>卒業式 ・感謝の気持ち</p> <p>生活のめあて(いじめ)の自己チェック</p>					

*年間を通して

縦割り清掃活動 体験的な活動 奉仕活動 自己有用感の育成 リーダー性の育成